

《審判請求費用の助成を申請される方へ》

町田市に住民登録のある方、または町田市が保険者等になっている方のうち、家庭裁判所に成年後見制度の利用開始の審判請求を行い審判が確定した方で、一定の要件に該当する場合は、町田市の成年後見制度利用支援事業で、審判請求費用について助成金の交付が受けられます。

※申立人が市長の方、任意後見制度を利用している方は助成の対象外です。

1 助成の対象となる方

本人（被後見人等）が、以下の住所要件と財産要件の両方に該当する方です。

【住所要件】 以下のいずれかに該当する方

- (1) 住民票が町田市にある方
- (2) 施設等への入所、入居等に伴って市外に転出した場合で、町田市が保険者等になっている方

【財産要件】

申請者（本人）および申立人が以下のいずれかの要件に該当する方

- (1) 生活保護を受給している方
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方
- (3) 市町村民税が課されていない方で、居住する家屋、その他日常生活に必要な資産以外に利用し得る資産（預金額 120,000 円以上等）を所有していない方

【助成対象外の方】

- ※申立人が市長の方、任意後見制度を利用している方
- ※他の同種の給付又は助成を受けている方
- ※保険者（国民健康保険、介護保険などの事業運営者）等が他自治体の方

2 助成対象となる経費

後見開始、保佐開始、補助開始の審判請求に要した以下の費用です。

【対象となる経費】

- 申立手数料（収入印紙購入代）
- 登記手数料（収入印紙購入代）
- 診断書の取得費用
- 鑑定費用（裁判所が鑑定を実施した場合のみ）
- 郵送費（切手代） ※郵送費は申立ての際に同封する切手の代金です。それ以外の切手（裁判所への書類送付費用等）は助成対象外です。

※申立に必要な戸籍謄本や登記されていないことの証明書等の取得費用は助成対象外です。

3 申請期限

審判の確定日から起算して3ヶ月以内

※初回報告に時間がかかる等で、3ヶ月以内の申請が難しい場合は別途ご相談ください。

4 申請に必要な書類

町田市福祉総務課に、申請書と必要書類（A4サイズ）を郵送でご提出ください。書類に不備や不足がある場合は、受付できない場合がございますのでご注意ください。

【全員にご提出いただく書類】

- ① 町田市補助金等交付申請書（第1号様式）
- ② 成年後見開始等審判請求事業助成金交付申請に係る申告書
- ③ 登記事項証明書の原本（紙形式）の1点確認
または、審判書謄本と審判の確定証明書の2点確認 ※原本はコピー後返却します。
- ④ 初回報告時に家裁に提出した財産目録およびそれにかかる資料（預金通帳の写し等）
- ⑤ 初回報告時に家裁に提出した年間収支予定表
- ⑥ 支出証拠書類（領収書、郵便局で発行されたレシート、保管金受領書等）

収入印紙（申立手数料）の購入代金	郵便局等で発行される領収書（レシート）
収入印紙（登記手数料）の購入代金	郵便局等で発行される領収書（レシート）
郵券（申立ての際同封する分）の購入代金	郵便局等で発行される領収書（レシート） および 家庭裁判所が発行する使用切手額の通知文書の写し
鑑定費用	鑑定費用を予納した際の受領証書の写し
診断書の取得費用	医療関係機関の領収書

【本人の状況に応じてご提出いただく書類】次ページのフロー図を参考にご用意ください。

ア 生活保護を受給している方

➡①保護受給証明書の原本

※申請日時点で生活保護を受給していることが確認できるもの。

生活援護課で無料発行しています。

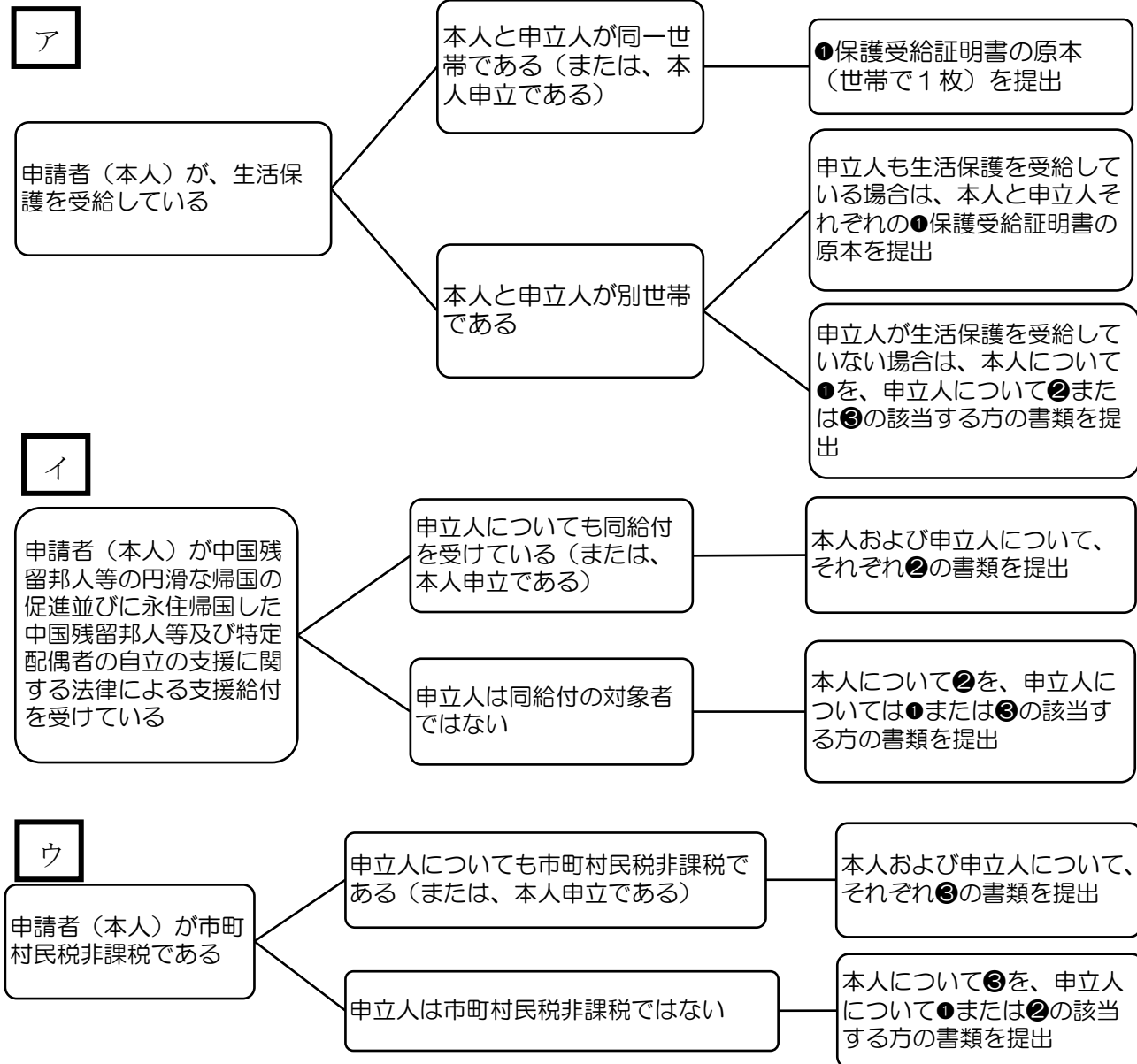
イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方

➡②本人確認証の写し

ウ 市長村民税が課されていない方

➡③市都民税非課税証明書または非課税であることが確認できる公的機関が発行した書類の写し（申請日時点で最新のもの）

本人の状況に応じてご提出いただく書類についてのフロー図



※上記「申請者（本人）」、「本人」は審判の対象者（被後見人等）を指します。

5 審査・交付（不交付）決定及び助成金の交付について

- 申請後、市で内容を審査の上、交付の可否について申請者に通知します。
- 交付決定の場合、速やかに交付請求書（第10号様式）を町田市福祉総務課へ提出してください。振込先口座が未登録の方については、債権者登録依頼書も合わせてご提出ください。
- 提出資料を確認の上、登録された口座に助成金を振り込みます。

✿ 交付が決定された方へのお願い ✿

助成金は、口座振込みでお支払いいたします。振込先口座は、申請者本人（被後見人等）の口座または「〇〇〇成年後見人△△△」等の後見人等の管理下に置かれたことが明示された口座とします。（交付決定の場合、振込先口座が未登録の方については債権者登録依頼書をご提出いただきます。）

家庭裁判所	申請者	町田市
	① 成年後見制度利用の申立 必要書類を用意の上申立	
② 審判		
	③ 初回報告（後見人等） 定められた期日までに報告	
	④ 審判請求費用助成の申請 申請書（第1号様式）に必要書類を添付して提出	
		⑤ 可否通知 交付決定の場合、申請者へ交付請求書（第10号様式）を送付し、不可の場合は通知のみ送付
	⑥ 請求 交付請求書（第10号様式）、 振込先口座が未登録の場合は債権者登録依頼書を提出	
		⑦ 助成金の交付 登録された口座に振込

※⑤の可否通知については、成年後見開始等審判請求事業助成金交付申請に係る申告書に後見人等の記入がある場合は、後見人等の住所や事務所に送付します。その際、本人への通知は後見人等から行ってください。

6 申請書送付先・問い合わせ先

〒194-8520 東京都町田市森野 2-2-22

町田市地域福祉部福祉総務課事業係 電話 042-724-2537 F A X 050-3101-0928